

観光関連事業者による環境対策促進事業補助金交付要綱

5 公東観産産第 222 号

令和 5 年 5 月 24 日決定

6 公東観産産第 1119 号

令和 7 年 3 月 28 日一部改正

(通 則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施する観光関連事業者による環境対策促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この補助金は、東京都内の観光関連事業者の SDG s ・環境対策の取組を促進し、持続可能な観光を促進するとともに、それらの取組を国内外に PR 発信することで、都内誘客・観光振興につなげ、選ばれる観光都市東京の実現を目指すことを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 観光関連事業者とは、東京都内に登記簿上の本店又は支店を有し、東京都内で旅行者向けに宿泊業、旅行業、観光バス・タクシー事業、飲食業、小売業等を営む事業者をいう。
- (2) 環境対策とは、主に節水やペーパーレス、廃棄物の低減等に資する取組を指し、省エネや脱炭素に資することを目的とした取組は含まない。

(補助金の交付対象者)

第 4 条 本事業の交付対象者は、東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する事業者であって、次のいずれかに該当する観光関連事業者とする。

- (1) 東京都内において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項又は第 3 項の営業を行っている宿泊事業者
- (2) 東京都内において営業所を置きかつ旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けて、営業を行っている旅行事業者
- (3) 東京都内に営業所を置きかつ道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業（道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者のうち、次の各号をすべて満たす車両を有する事業者。ただし、事業の停止処分等を受けている事業者は除く。
 - ア 観光周遊及び空港アクセス等の事業用自動車であること
 - イ 車両全長 7 m 以上かつ乗車定員 30 人以上であること
 - ウ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に定める道路運送車両の検査等及び自

動車の登録を受けて、自動車検査証の交付を受けた車両であること

エ 排ガスPM排出基準値 0.18g/KWh 以下であること

- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者又は東京都内で特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送業者の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第2条第1項又は同法施行規定第2条第3号に該当する事業者。ただし、事業の停止処分等を受けている事業者は除く。
- (5) 東京都内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている事業者であり、東京都が実施する「EAT 東京」の「外国語メニューがある飲食店検索サイト」に掲載されている店舗を運営する飲食事業者
- (6) 東京都内において、常設の店舗（仮設型店舗等を除く。）を設け、旅行者に対して専ら東京の歴史、伝統、文化、自然等に強く紐づいた東京ならではの土産や特産品を販売している小売事業者

2 次に該当する者はこの要綱に基づく支援の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するもの
- (4) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあつては代表者も含む。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (6) 国・都道府県・区市町村、東京都政策連携団体等から補助事業の交付決定取消等を受けているもの、又は法令違反等不正の事故を起こしたもの
- (7) 同一テーマ・内容（経費）で、国・都道府県・区市町村、東京都政策連携団体等へ併願申請しているもの、又は補助を受けているもの。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではない
- (8) 都税その他租税の未申告又は滞納があるもの（猶予を受けている場合を除く）
- (9) 東京都及び東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っているもの
- (10) 既に本事業の支援決定を受けているもの（過年度に本事業の支援決定を受け、申請時点において本事業を完了している場合は支援の対象とする）
- (11) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体等

- 3 本事業の交付対象者は、第2条に定める本事業の目的に資する環境対策に関する計画等を作成している観光関連事業者とする。
- 4 本事業の交付対象者は、本事業の補助金の交付対象となった環境対策促進の取組について、国内外に向けた広報PRを実施するものとする。

(補助金の交付対象)

- 第5条 この補助金は、前条に定める補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、自ら策定した環境対策に関する計画に基づき、当該環境対策の実施に必要な設備導入・更新等の取組に必要な別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、理事長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。
- 2 前項の事業に対する支援期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付決定の通知を受けた日から2年以内とする。なお、理事長が特に必要と認めたときは、補助対象期間を延長することができる。

(補助金の額)

第6条 補助事業者に交付する補助金の額は、以下のとおりとする。

- 1 補助事業者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）が実質的に経営に参画していない者（以下「中小企業者」という。）である場合、補助対象経費の3分の2以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は1申請当たりの補助限度額15,000千円のいずれか低い額とする。
- 2 補助事業者が中小企業者でない場合、補助対象経費の2分の1以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は1申請当たりの補助限度額15,000千円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を、その定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第8条 理事長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、支援対象として適正と認められるときは補助金の交付決定をし、様式第2-1号による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を様式第2-2号による不交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 理事長は、交付の決定に当たり補助事業者に対し、必要に応じて条件を付することができる。
 - 3 補助金の交付決定の額は、第6条の規定により算出する額又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(申請の取り下げ及び事情変更による決定の取消等)

第9条 補助事業者は、第8条第1項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、

様式第3-1号による辞退届を理事長に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げる場合は、様式第3-2号による辞退届を提出するものとする。

2 理事長は、交付の決定の後において、天災事変等の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

3 前項の規定によるこの交付決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械設備等の撤去、その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第2項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

(重複受給の禁止)

第10条 補助事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできない。ただし、国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(補助事業の内容変更等)

第11条 補助事業者は、次の(1)に該当する場合は、事前に様式第4-1号による事業計画変更承認申請書を、また、次の(2)に該当する場合は、事前に様式第4-2号による事業中止(廃止)承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき

(2) 補助事業を中止(廃止)しようとするとき

2 理事長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、様式第4-3号又は様式第4-4号により通知する。このとき、必要に応じて条件を付す、もしくは変更内容を修正することができる。

3 登記事項等を変更したときは、様式第4-5号による事業者変更届を速やかに理事長に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第5号による事業遅延(事故)報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 理事長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令)

第 14 条 理事長は、前条の規定による報告等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、その者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助対象期間が終了したときのいずれか早い方の日付から 30 日以内に、様式第 6 号による事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 理事長は、前条の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果及び内容等を適正と認めたときは、交付すべき補助金予定額の範囲内で補助金の額を確定し、当該補助事業者の様式第 7 号による補助金確定通知書をもって通知する。

2 前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助金交付決定通知書の補助金予定額と第 6 条の規定により算出する額とのいずれか低い額とする。なお、いずれも千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助金の請求・支払)

第 17 条 補助事業者は、前条により補助金確定通知書を受けたときは、様式第 8 号による補助金請求書（以下「請求書」という。）を速やかに理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定による請求書を受領したときは、速やかに支出するものとする。

(交付決定の取消し)

第 18 条 理事長は、補助事業者、機械設備等の購入先の事業者、その他補助事業の関係者が次のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、不正の内容、補助事業者名、関係者名等の公表を行うことができる。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき又は補助対象期間内に補助事業を完了することができないと見込まれるとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- (4) 補助対象設備等を無断で処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄をいう。以下「処分」という。）、移設したとき
- (5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等であることが判明したとき
- (7) 第 4 条に規定する交付対象者又はその他補助要件に該当しない事実が判明したとき
- (8) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき
- (9) その他、法令違反が判明したなど、理事長が補助事業として不適切と判断したとき

- 2 前項の規定は、第 16 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、第 1 項の規定による取消をした場合には、様式第 9 号により速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第 20 条 理事長は、第 18 条及び第 19 条の規定により、補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満は除く。）を納付させることができるものとする。

- 2 前項において補助金の返還を命じられた者が、納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満は除く。）を納付させることができるものとする。
- 3 理事長は前 2 項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金を免除又は減額することができるものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 21 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

- 2 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助事業の経理)

第 22 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けて、経理関係書類及び他の関係証拠書類を整理し、かつ補助事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年間（以下「処分制限期間」という。）、保存しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第 23 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円（税抜）以上の財産（設備、試作品等その他成果物）について、その管理状況を明らかにするものとし、か

つ処分制限期間を経過する日まで保存しなければならないものとする。また、補助事業が完了した後も補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理を行わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円（税抜）以上の財産（設備、試作品等その他成果物）について、処分制限期間中に処分しようとするときは、あらかじめ様式第 10－1 号による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産の処分により収入があったときは、補助金に相当する額を限度として、収入の全部又は一部を納付させることができる。
- 5 補助事業者は、処分制限期間中に補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円（税抜）以上の財産（設備、試作品等その他成果物）の移設を行う場合は、あらかじめ様式第 10－2 号による財産移設承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、第 3 項に規定する財産処分後、すみやかに様式第 10－3 号の財産処分結果報告書を理事長に提出しなければならない。

（調査等）

第 24 条 理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、経費の収支及び補助金に係わる帳簿書類、取得財産その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

（補助事業の公表と成果の発表）

第 25 条 理事長は、補助事業者の名称、所在地、事業テーマ名等を公表することができる。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができる。

（義務の承継）

第 26 条 補助事業者が補助事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、補助事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

（非常災害の場合の措置）

第 27 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

（その他）

第 28 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助対象経費

区分	補助対象経費
（１）機械設備導入費	環境対策の促進に必要な機械装置や備品の新たな購入、リース・レンタル（据付費・運送費も含む。）に必要な経費
（２）広告宣伝費	本補助金の交付対象となった環境対策に関する取組の国内外への広報PRに必要な費用 ① 外部事業者へ委託して行う宣伝用のカタログ・パンフレット、ホームページ、PR画像等の制作に要する経費（翻訳費を含む） ② 外部事業者が発行・運営している新聞・雑誌・Web（リスティング広告及びバナー広告）等への広告に要する経費（翻訳費を含む）

2 補助対象とならない経費

- （１）補助事業に直接関係のない物品の購入、外注、業務委託等の経費（完了時点で未使用の購入原材料等を含む。）
- （２）見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費
- （３）申請書に記載されていないものを購入した経費
- （４）交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費
- （５）通常業務・取引と混合して支払いが行われており、補助対象経費の支払いが区分できない経費
- （６）他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- （７）中古品の購入経費
- （８）他社発行の手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費（原則は振込み。）
- （９）ポイントカード等により購入時に取得したポイント相当額並びにポイントにより支払いが行われている経費
- （10）親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く）
- （11）直接人件費
- （12）間接経費（消費税等の租税、振込手数料、光熱費、収入印紙代等）
- （13）資料収集業務、調査業務、会議費、事務的経費、商品券等の金券類購入費、消耗品費等
- （14）汎用性があり、目的外使用になり得るもの（事務用の机、椅子等）
- （15）不動産の取得費
- （16）一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
- （17）公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- （18）当該補助金申請の業務に係る報酬等の経費
- （19）省エネ・脱炭素を目的とした設備導入等に係る経費
- （20）故障や老朽化を理由とした買い替えに係る経費